

「個人が会社の借入金の保証人となり、また個人の土地を会社の借入の際に抵当に入っていた場合に相続税の債務控除の対象になるか」

1、 債務控除とは

相続税の課税価格は、相続により取得した財産のうちから債務および葬式費用があるときには、それ等を控除して計算します。この債務控除は、①相続人、包括受遺者及び相続人である特定受遺者に限って認められます。②その控除すべき額は、その相続人等の負担に属する部分で、③确实と認められるものに限られます。(※注1)

(※注1) 債務の确实性

債務控除として控除されるものは、确实と認められるものに限られ、不确实なものは控除されません。(相続税法14①)

ちなみに相続税においては、①死亡の時までに、債務が成立していること、②死亡の時までにその原因となる事実が発生していることの二点は必要となります。

2、 保証債務についての取り扱いについて (相続税基本通達14-5)

保証債務は、債務として控除することはできません。ただし、主たる債務者が弁済不能に状態にあるため、保証債務者がその債務を履行しなければならない場合で、かつ、主たる債務者に求償して返還を受ける見込みがない場合には、主たる債務者の弁済不能の部分の金額は、その保証債務者の債務として控除することができます。

3、 債務控除の検討

以上の様に、借入金が元々被相続人(死亡なさった方)のものであれば、そのために土地を担保に供していなくても(抵当に差し出していなくても)債務控除は受けられます。

しかし、借入金が被相続人によるものではなく、会社が借りていた場合には原則として債務控除にはなりません。但し被相続人が会社の保証人になっていて、会社に資金を融資している者から返済請求があり、その時に会社に債務を返済する能力がないと見込まれ、さらにそれを会社の代わりに返済しなくてはならない場合(会社のために抵当に入れておいた土地を処分するような場合です。)には控除できるとあります。

法人税においては、「債務超過の状態が相当期間継続している場合」に返済能力がないとする貸し倒れが認められますが、その場合には以下の条件を考慮しなくてはなりません。

①財産を時価で評価し、担保物件がある場合にはこれを考慮すること、②相当の期間とは3年ないし5年といわれますが、事情により異なること、③債権者が債権回収のため真摯な努力を払ったにもかかわらず、客観的にみて回収見込みのないことが确实になったことを要する、というものです。

同様に「債務超過」と表現している規定には、商法381条(整理の開始)、同431条(特別精算)が、また「財産をもって債務を完済すること能わざるとき」と表現するばあ

いには商法80条（社員の責任）、同126条（債務完済不能と社員の出資）等とがあります。

上記のものは、会社の精算や整理の様に、倒産するケースの様な場合であり、単純に繰越赤字が続いているだけの状態ではなく、資金繰りに行き詰ってしまった時のことと考えてください。会社に債務返済能力がないことを証明するには、かなり慎重に行う必要があるということです。

（注重点）保証債務の履行に関しては、2段階の手続きが必要です。

① 銀行が会社に対し、債権返済の督促をしても実行不能になり、改めて保証人に対して「保証債務履行の請求書」を送っていること。そしてそれに基づき、保証人が抵当に供していた不動産を売却して返済資金に充てていること。

② さらに求償権の行使不能となった場合。破産宣告や和議開始決定、事業閉鎖、または（必ずしも法的倒産手続き処理が開始されていなくても）債務超過の状態が相当期間継続して金融機関や大口債権者の協力を得られずに事業が衰退し、再建の見込みがなくなり、求償権の行使をしても目的が達せられないことが確実になった場合を言います。（これは保証人と主債務者との関係によっては見込みがなくなることも考えられ、債務者の支払い能力という事情のみでは妥当とはいえません。）書類としては、「債権放棄の通知」等が挙げられます。

（2007.11.26）